

「愛媛県子ども計画(仮称)」の策定に向けた
アンケート調査業務委託仕様書

1 委託業務名

「愛媛県子ども計画(仮称)」の策定に向けたアンケート調査業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日(金)まで

3 業務の目的

本業務は、「子ども」や「子育て当事者等」の意識や実態を把握するとともに、幅広い意見を聴取し、子ども基本法第10条に規定される「都道府県子ども計画」に当たる「愛媛県子ども計画(仮称)」に示す子ども施策の内容に反映させることを目的とする。

また、市町別の集計・分析結果は各市町へ提供することで、各市町での効果的な子ども施策の展開を促進する。

4 調査の概要

県内の「子ども」や「子育て当事者等」を対象とする「子どもの生活に関する調査(仮称)」(以下「子どもの生活調査」という。)及び「少子化に関する意識調査(仮称)」(以下「少子化の意識調査」という。)をWebアンケートにより実施する。

(1) 子どもの生活調査

| 区分 | 内容 |
|------|--|
| 調査対象 | ① 3歳児の保護者 約1万人 ② 公立の小学2年生(約1万人)、小学5年生(約1万1千人)及び中学2年生(約1万1千人)並びに県立高校2年生(約8千人) 計 約4万人 ③ ②の保護者 約4万人 【(参考)県内の学校数(募集時点の数)】 公立小学校 267校、公立中学校 125校 公立高等学校(分校も計上) 52校、公立中等教育学校 3校 特別支援学校 10校 |
| 抽出方法 | 調査対象①: 全数調査(3歳児検診対象者) 調査対象②・③: 全数調査 |
| 実査期間 | 調査対象①: 3歳児検診受診時又は個別の調査票配布(9月中旬まで) 調査対象②・③: 9月上旬～中旬の3週間程度(予定) |
| 回答形式 | ○生徒 原則、1人1台端末を用いたWeb上での回答とする。(ただし、特別な配慮が必要な生徒や希望する生徒については、個人のスマートフォン等からの回答も差支えない。 ○保護者 個人のスマートフォン等からの回答とする。 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|---|--------|--------|--------|----|----|----|-----|---|--------|--------|--------|--|-----|--------|--|--|--|--|
| 事前準備 | 調査対象の各学校へ「調査の手引き」、児童生徒向け説明文及び保護者向け協力依頼文の送付（電子媒体のみ） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調査項目 | <p>国が示す「子供の生活状況調査の調査票様式例」や本県の過去の調査を基に作成した別添「調査票（子どもの実態調査）」を基本とし、若干問追加する予定（回答所要時間は10～20分程度とする。） ※追加予定の設問については、応募者の提案事項とする。</p> <p>○調査票の種類等</p> <table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td>3歳児</td> <td>小2</td> <td>小5</td> <td>中2</td> <td>高2</td> </tr> <tr> <td>こども</td> <td>—</td> <td>(1)県独自</td> <td>(2)国準拠</td> <td colspan="2">(3)国準拠</td> </tr> <tr> <td>保護者</td> <td colspan="5">(4)国準拠</td> </tr> </table> <p>国準拠：国が示す「子供の生活状況調査の調査票様式例」に準拠 県独自：県が令和元年度に実施した調査票を基に作成</p> <p>【参考】 ○内閣府HP 令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書 https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/r03/pdf-index.html</p> | 対象 | 3歳児 | 小2 | 小5 | 中2 | 高2 | こども | — | (1)県独自 | (2)国準拠 | (3)国準拠 | | 保護者 | (4)国準拠 | | | | |
| 対象 | 3歳児 | 小2 | 小5 | 中2 | 高2 | | | | | | | | | | | | | | |
| こども | — | (1)県独自 | (2)国準拠 | (3)国準拠 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保護者 | (4)国準拠 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 調査対象母数は県から受託者へ提供する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 少子化の意識調査

| 区分 | 内容 |
|------|---|
| 調査対象 | <p>県内に居住する20歳から39歳までの男女 1,000人以上 ※調査対象数は、応募者の提案事項とし、調査項目や過去のアンケートの実施結果を踏まえ、信頼水準95%として、調査の設計・提案を行うこと。 ※県HPや県公式SNS等でもアンケートを募集する予定。</p> |
| 抽出方法 | 応募者の提案により決定する。 |
| 実査期間 | 8月下旬～9月中旬の3週間程度（予定） |
| 回答形式 | <ul style="list-style-type: none"> アンケート依頼文書を郵送し、Web上での回答 Webモニターへの調査 <p>等を想定しているが、回答形式は応募者の提案により決定する。</p> |
| 調査項目 | <p>国が実施した「少子化社会に関する国際意識調査の調査票」を基に作成した別添「調査票（少子化の意識調査）」を基本とし、若干問追加する予定（回答所要時間は10～20分程度とする。） ※追加予定の設問については、応募者の提案事項とする。</p> <p>【参考】 ○内閣府HP 令和2年度少子化社会に関する国際意識調査報告書 https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/13024511/www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/r02/kokusai/pdf_index.html</p> |

5 委託業務の内容

県と随時協議の上、次の業務を行うこと。

(1) 調査準備及び調査期間の対応

| 区分 | 主な業務内容等 |
|----------------|--|
| 学校向け調査手引等の作成 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校向け調査手引きの作成 調査の概要（調査趣旨、調査項目など）、児童生徒への説明要領、問い合わせ先、調査に関するQ&Aなどを盛り込んだ手引きの作成 ○児童生徒への調査説明文、保護者への協力依頼文の作成 ※調査手引き、説明文及び依頼文の原案は県から提示する。 ※紙媒体の作成は不要とする。 ○調査票データの作成 関係機関への説明や県HP掲載用として使用する調査票データを作成すること。 |
| 調査票の配布 | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの生活調査 対象者への調査票等の配布は県が実施（受託者において調査票の配布業務は行わない。） ○少子化の意識調査 対象者の抽出方法や調査票の配布方法等は提案により決定 ※受託者が実施する場合は、具体的な実施方法を提案すること。 ※県が実施する場合は、県内各市町の協力の基、対象者の抽出や調査票の配布を行うこととなるため、他県の事例等を参考にした具体的な実施方法を提案すること。 |
| アンケートフォームの内容確認 | <p>県が利用する下記サービスのいずれかを活用し、アンケートフォームを作成するため、アンケートの実施に支障がないか、内容を確認すること。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○e-TUMO APPLY（電子申請サービス） https://www.nttdata-kansai.co.jp/public-serv/service/apply.html ○自治体専用デジタル化総合プラットフォーム「LoGo フォーム」 https://publitech.fun/service_logoform |
| その他 | 受託者において調査回収や督促等の業務は行わない。 |

(2) 調査結果の集計及び分析等

| 区分 | 主な業務内容等 |
|----|--|
| 集計 | <p>県がアンケート結果を提供（ファイル形式:CSV、文字コード:Shift_JIS）するため、各設問の単純集計及びクロス集計を実施すること。また、併せて学校所在市町別での集計も実施すること。</p> <p>※クロス集計については、国の全国調査結果との比較性を考慮したものとするが、具体的な方法は事前に県と協議すること。</p> |
| 分析 | 集計結果から読み取れる客観的な事実や特徴的な事実、傾向などを分析すること。この際、国の全国調査結果との特徴的な差異についても考慮すること。 |

| | |
|---------------------|--|
| 集計速報 の作成 | <p>下記6④のスケジュールに示す期日までに、調査結果（速報）概要書と設問毎の単純集計及びクロス集計結果（概要掲載項目）を作成し、県へ電子媒体で提出すること。</p> <p>※調査結果（速報）概要書及び集計データは県ホームページでの公表を前提としたものである。</p> |
|---------------------|--|

（3）調査報告書の作成

| 区分 | 主な業務内容等 |
|-----------------------------|--|
| 調査結果 報告書の 作成 | <p>下記6⑤のスケジュールに示す期日までに、次により調査報告書を作成の上、提出すること。</p> <p>○報告書の体裁について、レイアウトのほか、図表やグラフ等について、視覚的に分かりやすいものとする。</p> <p>※報告書のページ数に制限は設けない。</p> <p>○調査結果を踏まえ、こども施策の推進に向けた具体的な提言を盛り込むこと。</p> <p>○調査報告書の概要版を作成すること。</p> |

6 業務スケジュール

以下の①から⑤のスケジュールを前提に契約期間内に業務を完了すること。

- | | |
|----------------|--------------------|
| ①学校向け調査手引き等の送付 | 令和6年8月中旬 |
| ②学校での回答テスト | 令和6年8月下旬（1週間程度） |
| ③アンケート調査期間 | 令和6年9月上旬～中旬（3週間程度） |
| ④調査結果（速報）概要書提出 | 令和6年11月上旬 |
| ⑤調査結果報告書提出 | 令和7年3月21日（金） |

7 成果品の提出

（1）成果品

次の成果品を県及び市町職員が利用しやすく、編集可能なデータファイルを含む電子媒体により提出すること。

- ①調査結果（速報）概要書（県ホームページ掲載用のPDFデータを含む）
※学校所在市町別の集計結果（エクセルデータ等）も提出のこと
- ②調査結果報告書及び報告書概要版（県ホームページ掲載用のPDFデータを含む）
・調査結果報告書データを格納したCD-ROM 22部

（2）提出期限

令和7年3月21日（金）

（3）納入場所

松山市一番町4丁目4-2

愛媛県保健福祉部 子育て支援課 少子化対策・男女参画室

8 留意事項

（1）再委託について

受託者は本業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効果的・効率的に行う上で必要な部分については、県と協議の上、再委託することができる。

（2）守秘義務について

受託者は業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはな

らない。また、本業務終了後も同様とする。

(3) 業務実施体制について

受託者は、契約締結後、速やかに業務実施責任者の氏名を含む業務実施体制について県へ報告すること。なお、受託者はやむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。

(4) 本仕様書にない事項の取扱い

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上、定めることとする。

ただし、仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては本業務の対象とする。

(5) 本仕様書の記載内容の変更

県は、愛媛県子ども子育て会議の審議結果等により、業務実施過程で、本仕様書の記載内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出るときがある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

(6) 委託料について

本業務に付随して必要となる一切の経費は、全て委託料に含める。

(7) 著作権の取扱い

本業務の実施により生じた著作物に関する著作権は、全て県に帰属するものとする。ただし、受託者は追加分析や調査レポート等の公表に調査結果を活用できるものとする。